

## 東北地方太平洋沖地震等に伴う診療報酬請求等 Q & A（第 2 版）

（ \_\_\_\_ は第 1 版から訂正した箇所）

（第 1 に Q 16 から Q 20 を追加、第 3 公費負担医療の請求方法を追加）

### 第 1 診療報酬の請求方法・一部負担金

Q 1 被災された患者さんが受診してきているが、被保険者証を持っていない場合はどうすればよろしいですか。

（答）被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している等の理由により、被保険者証等を提示できない患者さんは、①氏名、②生年月日、③事業所名を申し立てることにより受診できる取扱いとなります。

（厚生労働省関係通知）

平成 23 年 3 月 11 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」

Q 2 一部負担金等の支払いが猶予される患者さんは、どのような方ですか。

（答）一部負担金等の支払いが困難な被災者の取扱いについては、以下の要件の①及び②の両方にあてはまる場合、当面、5 月末まで支払いを猶予する\*取扱いとなります。

（\*は、Q 6 を参照）

- ①災害救助法適用市町村（東京都 47 区市町村を除く）に住所を有する被保険者及び被扶養者  
（地震発生後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）
- ②今回の地震により、次のいずれかの申立てをした者であること。
  - ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
  - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
  - ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
  - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
  - ・原子力災害対策特別措置法による避難のための立退き又は屋

内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため  
避難又は退避を行っている旨

医療機関における確認は、①氏名、②生年月日、③被保険者が  
勤務する事業所名、④住所及び連絡先、となっております。

医療機関等においては、被災者の申し立て内容と、氏名、生年  
月日等を診療録又は調剤録に記載してください。

被災者の申し立てた事項については、後日、保険者から患者に  
対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようお  
願いいたします。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負  
担金等の取扱いについて（その４）」

**Q 3 支払いが猶予される一部負担金等とは、どれが対象になりますか。**

(答) 保険医療機関等では、以下の一部負担金等の支払いが猶予され  
ます。

- ・ 一部負担金
- ・ 食事療養標準負担額
- ・ 生活療養標準負担額
- ・ 評価療養又は選定療養に要する費用の保険外併用療養費に係  
る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負  
担金等の取扱いについて（その４）」

Q 4 公費負担医療の患者が手帳や患者票等を持っていない場合は  
いかがですか。

(答) 被災者から、①各制度の対象者であることの申し出、②氏名、  
③生年月日、④住所等を確認することにより、受診できます。

なお、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診でき  
る取扱いです。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 11 日厚生労働省健康局ほか事務連絡

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」

Q 5 一部負担金の支払いを受けることを猶予された患者さんの請  
求はどうするのですか。

(答) 一部負担金等の支払いを受けることを猶予した場合は、3 月 12  
日以降の受診について、患者負担分を含めて、10割を審査支払  
機関等に請求します。

診療報酬明細書の請求方法は、Q12 を参照願います。

Q 6 一部負担金等の支払い猶予はいつまで適用となりますか。

(答) 当面、5 月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5  
月末日まで支払を猶予する取扱いとされています。

ただし、

- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨を申し立てした被災者  
の場合は、5 月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかと  
なるまでの間、
- ・原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋  
内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避  
難又は退避を行っている旨、申し立てをした者は、5 月までの  
うち当該指示が解除されるまでの間、に限られます。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負  
担金等の取扱いについて (その 4)」

Q 7 福島原子力発電所事故に伴う避難者は、一部負担金の支払い猶予の対象になりますか。

(答) 原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨、申し立てをした者は対象になります。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その4)」記の1(2)

Q 8 被災した医療機関ですが、3月診療分の請求方法は、どのようにすればよいですか。

(答) ①診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関・薬局・訪問看護ステーションは、3月11日以前の診療分は、概算による請求が行えます。概算請求を行う場合は、概算請求届出書を支払基金に提出します。3月12日以降の診療分は、通常の手続き(レセプト)による請求を行います。

なお、災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)以外に所在する医療機関等が概算による請求を行う場合は、罹災証明書又は罹災届出証明書を概算請求届出書と併せて支払基金に提出します。

②診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した医療機関等のうち、災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)に所在する内科の医療機関は、3月の1ヵ月分を概算による請求が行えます。

概算請求を行う場合は、概算請求届出書を支払基金に提出します。

①及び②以外の場合は、通常の手続き(レセプト)による請求を行います。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求

Q9 3月診療分の診療報酬請求書の提出期限は、10日以降に延長されますか。

（答）平成23年3月診療分の診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関等に限り、4月13日（水）までとなります。オンライン請求も同様です。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出をお願いします。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q10 地震によりレセプトコンピュータが故障してしまい審査支払機関への請求が困難な状況ですが、請求書の提出期限は変更されますか。

（答）平成23年3月診療分の診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関等に限り、4月13日（水）までとなります。提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出をお願いします。

なお、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する医科の保険医療機関であって、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、医療機関の状況を鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、3月診療分1ヵ月分を通して概算請求することができます。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q11 地震によりレセプトコンピュータが故障したので、3月診療分は紙レセプトで請求したいのだが、請求できますか。

(答) 電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障等により、オンライン又は電子媒体で請求が行えない場合は、

- ① 事前に書面による請求を行う旨を審査支払機関に届出を行う必要はなく、
- ② 療養の給付費等の請求時に届出を行い、
- ③ 届出内容を確認できる資料は請求の事後に、速やかに審査支払機関に提出すればよい、

とされています。

(厚生労働省関係通知)

平成23年3月30日厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室事務連絡  
「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について」

Q12 被保険者証等を医療機関に提示せずに受診した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を教えてください。

（答）診療報酬明細書（レセプト）は、次のとおり記載し請求をお願いします。

- ①保険者を特定できるが、記号・番号が確認できない場合  
（紙レセプトによる請求）
- ・保険者番号は、レセプトの所定の欄に記載します。
  - ・記号・番号は、レセプトの欄外上部に赤色で「不詳」と記載します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・保険者番号を記録します。
- ・記号は記録しません。
- ・番号は「99999999」（9桁）を記録します。
- ・摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

- ②保険者も特定できない、記号・番号も確認できない場合  
（紙レセプトによる請求）
- ・住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を、レセプトの欄外上部に記載します。
  - ・記号・番号は、記載しません。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・保険者番号は「99999999」（8桁）を記録し、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合は連絡先を記録します。
- ・記号は記録しません。
- ・番号は「99999999」（9桁）を記録します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q13 医療機関の窓口で一部負担金を猶予した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を教えてください。

（答）診療報酬明細書（レセプト）の方法は、次のとおり記載請求をお願いします

（紙レセプトによる請求）

- ・レセプトの欄外上部に赤色で「**災1**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。  
ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係るレセプトと、猶予措置等の対象にならないレセプトは別様に作成し、双方を2枚1組にして、通常のレセプトとは別に束ねて請求します。
- ・ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係る診療等と、それ以外の診療等を区別することが困難なレセプトは、レセプトの欄外上部に赤色で「**災2**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。また、摘要欄に「震災以前の診療に関する一部負担金等の額」を記載します。
- ・記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載しますが、確認できない場合は、レセプトの欄外上部に赤色で「**不詳**」と記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・「**災1**」については、  
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、  
保険者レコードの減免区分に「3」、  
摘要欄の先頭に「**災1**」と、記録します。
- ・「**災2**」については、  
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「97」、  
保険者レコードの減免区分に「3」、  
摘要欄の先頭に「**災2**」「震災以前の診療に関する一部負担金等の額」と、記録します。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q14 電子レセプトで請求している医療機関ですが、窓口で一部負担金を猶予した患者さん、被保険者証を提示せずに受診した患者さんの診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を教えてください。

（答） Q12、Q13の電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求方法を参考願います。

また、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書（レセプト）等については、電子レセプトによる請求ではなく紙レセプトにより請求することもできますし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えありません。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の4

Q15 4月の診療が始まるが、4月診療の請求方法はどうか、教えてください。

（答）被災者は当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで一部負担金等の支払を猶予する取扱いとされていますが、4月診療分及び5月診療分の診療報酬等請求の取扱いについては、まだ、厚生労働省から連絡を受けておりません。

請求の取扱いが判明次第、ホームページ等をもってお知らせしますので、いましばらくお待ちください。

Q16 福島原子力発電所事故に伴う避難のため、医療機関に戻ることができません。診療報酬等の請求は出来ないのでしょうか？

(答) 原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている医療機関等は、地震により診療録等を滅失した医療機関等と同様に、概算請求を行えますので、概算請求届出書の提出をお願いします。

(厚生労働省保険局医療課回答)

Q17 災害救助法の適用地域は、順次拡大されましたが、被災者が受診されたときは、適用地域となっていなかったため、一部負担金の支払いを受けました。  
しかし、受診後に適用地域に指定され、一部負担金の支払いを猶予される者に該当することになりましたが、支払いを受けた一部負担金は患者さんに返すのでしょうか？

(答) 災害救助法の適用地域は3月11日に遡及して適用されることから、患者さんは、医療機関等に一部負担金の返還を求めるとともに保険者に返還を求めるともできます。

患者さんが医療機関等の窓口で支払った一部負担金の返還を求めた場合には、患者さんに返還していただくようお願いします。この場合のレセプトは、猶予措置等に係るレセプト\*として作成願います。

また、患者さんに返還しなかった場合は、通常どおりのレセプトとして作成願います。

(\*の記載方法はQ13を参照)

(厚生労働省保険局医療課回答)

Q18 診療報酬請求書等の記載方法を教えてください。

(答)

- ①レセプトを紙媒体により支払基金に請求する場合には、診療報酬請求書を作成してください。
  - ②診療報酬請求書の記載にあたっては、保険者を特定できなかったレセプトについて、診療報酬請求書の備考欄に「未確定分」と記載し、その横に、件数、診療実日数、点数等の所定事項（調剤の場合は診療実日数ではなく処方せん受付回数、入院の場合は併せて食事療養・生活療養に係る件数、回数、金額等を記載）を一括して記載\*します。
- ※「本人・家族等別」、「支払猶予分・支払いを受けた分等」に分けて記載する必要はありません。
- ③保険者を特定できたレセプト（通常のレセプト、「不詳」と記載したレセプト、支払いを猶予したレセプト）については、該当する区分（本人、家族等）の該当する管掌（01 協会けんぽ、06 健保組合等）に合算して記載してください。

注1) オンライン又は磁気媒体により請求するレセプトについては、診療報酬請求書を作成する必要はありません。

注2) 支払基金のみの取扱いとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」記の3(2)④

Q19 紙レセプトの束ね方はどうなりますか。

(答) 紙レセプトを支払基金に提出するときは、

- ① 「猶予措置に係るレセプト（「災1」「災2」と記載）※<sup>1</sup>」  
（Q13で作成した紙レセプトになります。）
- ② 「保険者が特定できなかったレセプト※<sup>2</sup>」  
（Q12②で作成した紙レセプトになります。）
- ③ 「それ以外のレセプト※<sup>3</sup>」  
（Q12①で作成した紙レセプト（「不詳」と記載）と通常の紙レセプトになります。）

の順に束ねて、一番上部にQ18で作成した診療報酬請求書を添付するようお願いします。

※1 同一の患者について、猶予措置等に係るレセプト（「災1」と記載）と猶予措置等の対象とならないレセプトがある場合は、2枚1組にすることとされていますので、一緒に束ねてください。

※2 保険者が特定できなく、かつ、猶予措置に係るレセプト（保険者番号が空欄で、「災1」「災2」と記載）は、こちらに含めてください。

※3 「不詳」と記載したレセプトと通常のレセプトは、分けて束ねる必要はありません。

また、診療報酬請求書等に記載されているとおりの、本人・家族等の区分、協会けんぽ・共済組合・健保組合等の管掌の順番に束ねてください。



## 第2 出産育児一時金

Q 1 被災のため、被保険者証を提示できない妊婦が、出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度を希望した場合はどのようにすればよいですか。

(答) 被災のため、被保険者証を家に残したまま避難している等の理由により提示できない場合も、妊婦等が希望する場合には、直接支払制度を利用することができます。

また、退職前に加入していた健康保険の保険者から支給を希望する際、資格喪失等を証明する書類が提示できない場合も同様です。

この場合において、医療機関等においては、可能な限り、以下の点について確認をお願いします。

- ①妊婦等が加入する（支給を希望する）保険者
- ②①の確認が困難な場合には、妊婦等が加入する（支給を希望する）保険が被用者保険か国民健康保険かを確認の上、被用者保険にあつては事業所名、国民健康保険にあつては住所
- ③①及び②のほか、妊婦等の避難先住所、電話番号等、保険者の特定に資する情報

なお、「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」いわゆる専用請求書には、保険者番号、被保険者証記号・番号等の記載が必要なのですが、保険者や記号・番号が特定できない場合の記載方法については、まだ示されておりませんので、判明次第、ホームページ等をもってお知らせしますので、いましばらくお待ちください。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 3 月 24 日厚生労働省保険局保険課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う出産育児一時金等に係る医療機関等の取扱い及び直接支払制度の積極的活用について」

### 第3 公費負担医療の請求方法

Q 1 一部負担金の支払いの猶予に該当する患者さんが、公費負担医療（特定疾患治療研究事業（法別51）等）の受給者証をお持ちですが、この場合の請求方法を教えてください。

（答）医療保険に係る一部負担金の支払いが猶予されていますので、公費負担医療（保険優先）の対象になりません。

このため、本来、医療保険と公費負担医療の併用レセプトとして請求するものであっても、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載することなく、医療保険単独レセプトとして請求してください。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3(3)②

Q 2 被災された患者さんが受診してきていますが、一部負担金の支払いの猶予に該当しないようです。

この患者さんは、被保険者証をお持ちではなく、また、公費負担医療の受給を受けているそうですが公費負担医療の手帳や患者票等もお持ちではありません  
この場合の請求方法を教えてください。

(答) 一部負担金が猶予されていない患者さんは、通常の併用レセプトの請求になります。

この場合のレセプトについては、次のとおり記載し請求をお願いします。

○医療保険

「第1 診療報酬の請求方法・一部負担金」のQ12を参照願います。

○公費負担医療

①公費負担者番号及び公費受給者番号が確認できない場合  
(紙レセプトによる請求)

- ・公費負担者番号は、法別番号(2桁)をレセプトの「公費負担者番号①」の欄に記載します。
- ・被災前の住所をレセプトの摘要欄の余白に記載します。
- ・公費受給者番号は、記載しません。

公費受給者番号が確認できる場合は、公費受給者番号を記載します。この場合は、住所を記載する必要がありません。

(※1)「感染症結核(法別10)」、「特定疾患(法別51)」及び「小児慢性(法別52)」については、可能な範囲内で対象疾患名を摘要欄の余白に記載します。

(※2)「原爆医療の認定疾病(法別18)」及び「原爆医療の一般疾病(法別19)」については、同一の者で「認定疾病」及び「一般疾病」がある場合は、別々のレセプトで請求します。

また、「認定疾病」と「一般疾病」の特定ができない場合は、レセプト上部左上空欄に赤色で原爆と表示します。

(電子レセプト(電子媒体・オンライン)による請求)

- ・公費負担者番号は「法別2桁+888888(6桁)」を記録します。
- ・摘要欄の先頭に住所を記録します。
- ・公費受給者番号は「9999999(7桁)」を記録します。

公費受給者番号が確認できる場合は、公費受給者番号を記録

します。

(※1)「感染症結核(法別10)」、「特定疾患(法別51)」及び「小児慢性(法別52)」については、可能な範囲内で対象疾患名を摘要欄の先頭に記録します。

(※2)「原爆医療の認定疾病(法別18)」及び「原爆医療の一般疾病(法別19)」については、同一の者で「認定疾病」及び「一般疾病」がある場合は、別々のレセプトで請求します。

また、「認定疾病」と「一般疾病」の特定ができない場合は、摘要欄の先頭に原爆と記録します。

公費負担医療の単独レセプトについても、同様の記載(記録)になります。

(厚生労働省関係通知)

平成23年3月31日厚生労働省健康局ほか事務連絡

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて」

このQ & Aは、新しい情報が入り次第、随時更新していきます。

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03-3591-7441 (内線 333 334 335)

メール jt01@ssk.or.jp